

奈良県立医科大学学報有料広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良県立医科大学が発行する奈良県立医科大学学報（以下「学報」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の掲載)

第2条 広告の掲載にあたっては、公立大学法人奈良県立医科大学広告掲載要綱に基づき行うものとする。

(掲載の優先順位)

第3条 掲載する広告の順位を決定する場合は、原則として申込みの順位とするが、期日及び期間を限定するものについては先に申込みのあったものと調整できるものとする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、学報最終頁下段とする。

(掲載申込み方法)

第5条 広告主が広告掲載の申込みをするときは、次によるものとする。

- (1) 掲載を希望する学報発行月の前々月の末日（土曜、日曜、祝日の場合は直前の平日）までに、有料広告掲載申込書（別記様式1）、広告原稿及び電子データを当法人に提出すること。
- (2) 提出する広告原稿は、紙上にプリントアウトしたものとし、写真などを掲載する場合は、その素材（電子データでも可）も提出すること。

(掲載決定までの手順)

第6条 公立大学法人奈良県立医科大学（以下「当法人」という。）は、前条の申込書の提出があったときは、速やかにこの要領に基づき広告案の内容を審査し、広告主に対し広告掲載決定通知書（別記様式2）又は、広告不掲載決定通知書（別記様式3）を送付するものとする。

(広告主の責任)

第7条 掲載する広告の内容に関する全ての責任は、広告主が負うものとし、当法人は一切責任を負わないものとする。

(広告の仕様及び掲載料)

第8条 掲載する広告の仕様及び掲載料は次のとおりとする。（仕様の詳細は別紙学報広告仕様書のとおり）

種類	規格	スペース	掲載回数	掲載料
広報誌「学報」	カラー(4色)印刷 (A列4版)	縦(天地) 110mm×横(左右) 170mm	1回	25,000円 (消費税込)

(広告掲載料の納入)

第9条 広告主は、広告掲載の決定の日の翌日から起算して20日以内に、当法人が指定する方法により掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 当法人の都合により広告を掲載することができなくなったとき
- (2) 当法人が正当な事由があると認めたとき

(広告掲載の取消し)

第11条 次の場合は、掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

(庶務)

第12条 この要領に定める手続きは、総務広報課において処理する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、奈良県立医科大学学報編集委員会での審議を経て、理事長が別途定める。

附 則

この要領は、平成21年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。